

次亜塩素酸水による 空間除菌解禁!!

あかりみらい新聞

発行元
akarimirai
あかりみらい
〒001-0011
札幌市北区北11条
西2丁目2-17
セントラル札幌北ビル4階



▲議連代表から山本厚労副大臣に提言書を提出

この後、ヒタヒタボスターも青色にイメージチェンジし、「ヒタヒタにしない」と効かない「アルコールのよけ」が効かない「吸い込む恐れがある」ほかのまじった記載もすべてカットされる模様です。

「空間噴霧をお勧めしないのは吸い入りの健康影響のおそれのある消毒薬や健康を害する類のものであり、次亜塩素酸水など個別の商品の選択についてはメーカーの取扱説明書や安全性の説明のもとに消費者が自己責任で使う」と変更されました。QAにも「個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切な使用することを妨げるものではない」と記載されました。次亜塩素酸水に対する根拠のない風評が流されこれ1年間にわたって本来感染対策に大きな効果を持つ資材製品が封じられてきたがこの通達を持って健康も正しい指導を行うことができるようになります。

厚労省から次亜塩素酸水の空間噴霧を認める通達が出されました。

■**いますぐ感染対策を**
今月18日から26日にかけて、旭川市内の3つの保育所で乳幼児や職員合わせて106人が下痢などの症状を訴え、このうち12人からノロウイルスが検出されました。ノロウイルスの感染は秋から冬にかけて多く発生し、予防にアルコール消毒は有効ではないことから、保健所はこまめな手洗いを呼び掛けています。予防衛生の常識でいままでもノロウイルスには次亜塩素酸水が効くので、多くの保育園で活用されてきました。それが昨年からの間違った風評・間違った指導でその活用を止め、多くの施設で超音波

霧化機を撤去してしまいました。全国の保育所・学校・介護施設などで次亜塩素酸水の空間噴霧を止められた後にノロウイルスが流行。さらに新型コロナウイルスに感染し、クラスターが発生し、遂には死者が出たという事例も現出しています。この風評を放置したことの被害者は国民です。自治体、保健所は「いますぐ次亜塩素酸水の誤った指導を訂正し、撤去していた加湿器を倉庫から戻し、現場での感染防止に活用してください。企業へのコロナ対策責任者は、菌をいまずく検討してください。防災・危機管理担当者は避難所マニュアルに次亜塩素酸水噴霧による除菌を位置付けてください。避難民に感染者が紛れ込むのは当然です。発熱者を隔離してもそのスペースは除菌しないとなりません。ワクチン接種所も学校も介護施設も投票所もいままでも次亜塩素酸加湿器を置いてください。いますぐ予算がつかないならば緊急措置として超音波加湿器を無料でお貸しします。予防措置をすれば飲食業も観光業ももとの世界に戻せます。成人式も入学式も入社式も夏祭りも開催できます。

■**JFK代表理事メッセージ**
日本除菌連合会長
一般社団法人次亜塩素酸水溶液普及促進会議代表理事越智文雄

「覆った風評」
ついに次亜塩素酸水の空間噴霧に対する厚労省の見解が変更となりました。10月21日付で、厚労省より通達文が全国の自治体、保健所へも届いています。いままでも決して禁止されてはいたわけではありませんが、悪質な捏造された風評と「お勧めしない」という見解は覆りました。次亜塩素酸水を狙い撃ちにした悪質な風評の元となった今までの通達文はついに変更されたのです。「空間噴霧をお勧めしない」ものは消毒薬や漂白剤やカビ取り剤などの健康を害する類のものであり、次亜塩素酸水の個別の商品の選択についてはメーカーの取扱説明書や安全性の説明のもとに消費者が自己責任で使うという見解でQAにも新たに記載されています。(2面参照)



全国の集會、コンベンションなどで次亜塩素酸水が感染対策に使われています。写真は加田裕之勉強会、鈴木宗男・貴子政治勉強会より。

COVID-19 GODDAMN!



最新技術でコロナをガッテム!!
ウイルスと闘い元の生活を取り戻そう!

- 感染対策コンサルティング
- 危機管理マニュアル、BCPアドバイス
- 予防除菌、緊急除菌
- 感染対策資材レンタル
- 光触媒抗菌塗装
- PCR検査、抗原検査
- イベント除菌

大空間テニスコート一面相当をカバーできる 業務用加湿空気清浄機



広い空間を1時間あたり最大で2.7L加湿。最大1,400m³/hの大風量で広い室内のすみすみまで効果が行きわたる。次亜塩素酸水で除菌されたきれいな空気で会場を満たす。あのクボタグループが新型コロナウイルス対策として全力をあげて開発。

標準価格(税別) **1,600,000円**
設置工事・メンテナンス費別途

BreeZia 国立三重大学との共同開発

除菌効果 99.99%抑制(※1)
消臭効果 水溶性の臭気に対して消臭効果が見込める
加湿効果 乾燥を防ぐ
サーキュレーター効果 室内空気の攪拌
空気清浄効果 塵埃の浮遊防止
環境・衛生保持 感染症、インフルエンザ防止対策

約500mlに対応(天井高3.5mテニスコート2面分)17ファン方式
※1 浮遊ウイルス、浮遊菌を3分以内に99.99%抑制。
試験機関: (一財)北里環境科学センター 試験方法: 25m³試験チャンバーにて浮遊ウイルス、浮遊菌の変化を計測 試験報告書No.北生発2020_0066号(浮遊菌)、北生発2020_0067号(浮遊ウイルス)

標準価格(税別) **3,500,000円**
設置工事・メンテナンス費別途

次亜塩素酸水溶液専用大型超音波噴霧器

BAZOOKA

- 学校・病院の除菌
- 役所・施設の除菌
- イベント会場の除菌
- 清掃前の除菌

室内空間を強力除菌 清掃と同時に室内除菌
小型加湿器の5倍以上の能力
災害時には避難所へ運べます!

- 毎時1.6ℓの大容量の噴霧
- 取付スタンド付 ※タンクはついておりません。



BAZOOKA 超音波加湿器/バスカー 仕様
型番 BM-WH1 BM-BK1
定格電圧 100-240V・50/60Hz
消費電力 120W
適用床面積 約74㎡
最大噴霧量 1.6リットル/時間
本体寸法 W362×D206×H550mm
本体重量 4.5kg(※台座)
除菌液タンク容量 15L

標準価格(税別) **300,000円** / 特別価格10台(税別) **2,500,000円**

エコムバー(株)社製

備蓄可能/脅威のコストパフォーマンス! クリアランスα 6年保証

高純度次亜塩素酸水溶液
簡単生成パウダー

いつでも新鮮な除菌液を驚きのコストで大量生成可能!!
◎保管場所を取らなくて長期備蓄可能。(メーカー保証期間6年間)
◎20ppm希釈の場合 約**700**リットル相当生成可能。
◎500ml スプレーボトルで約**1500**本相当。
◎1本当たり約 **12円**の超低コスト。
※商品ご利用の前に使用上の注意をよく読んでから用法・容量を守ってご利用ください。

標準価格(税別) **18,000円** / 特別価格(税別) **12個 216,000円**
のところで **160,000円**

感染防止・除菌オールインワンシステム! PROTECTION TOWER



病院ロビー・介護施設・役場ロビー・文化施設
イベント会場に。災害時には避難所へ運べます。

標準価格(税別) **1,200,000円** / 特別価格10台(税別) **9,800,000円**

全ての機能を1台にまとめたうえに小型化を実現!!

- マスク非着用の方には着用に促し、安全安心にご入場頂けます。
- 温度センサーが設定温度を超えた対象者をアラートします。
- キャスター付きで可動式のため、ルーム式やゲート式等の固定型よりも場所をとらず使い勝手も良く、イベントなど人の流れを確認して、最適な場所へ移動することが簡単にできます。

学校・職場の感染予防・清掃前除菌、 感染時の緊急除菌に威力を発揮します!



ESi(株)社製
付属ストラップで肩掛けでき、作業が簡単。
大量の霧で迅速に除菌・消臭を行うことが可能です。
タンク容量の3ℓで、約10分間の連続噴霧が可能です。
噴霧の飛距離は流量と風量調整で行います。

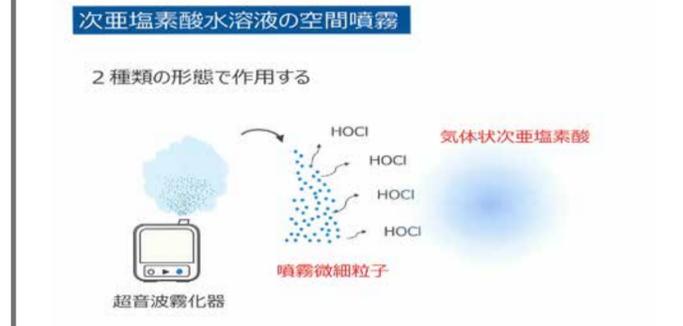
標準価格(税別) **148,000円** / 特別価格10台(税別) **1,200,000円**

エコムバー(株)社製

次亜塩素酸水の空間噴霧への 厚労省の見解が変更されました!

次亜塩素酸水の安全性については、数々の動物実験とヒトによる実験によっても証明されています。通常の製品を取り扱い説明書に沿って使用しても、労働安全衛生法に規制される数値500ppbの桁以上低い数値にしかありません。超音波加湿器によって霧状に噴霧されたミストは酸化することで10~50ppb(ppbはppmの1/1000)程度の濃度のガスに変わり空気中の除菌を行います。この数値はプール室内空間と同様の水準で人体には影響ありません。

三重大学 大学院生物資源学研究所 福崎智司先生「室内空間における低濃度次亜塩素酸水の安全性」より抜粋



2種類の形態で作用する
気体状次亜塩素酸
噴霧微細粒子
超音波霧化器
超音波霧化粒子の安全性試験
1. 噴霧吸入毒性試験(ラット)
2. 気管支内投与による急性毒性試験(ラット)

気体状次亜塩素酸の安全性試験
1. 亜慢性吸入毒性試験(ラット)
2. コメトアッセイ(マウス肺)

ヒトによる安全性試験
2021年3月にJFK加盟社の次亜塩素酸水を市販専用噴霧器を用いて20名を2群に分けて臨床試験を行った。1日8時間28日間の噴霧下で次亜塩素酸水を水道水の噴霧ですべての検査項目で有為な差は認められなかった。

JFK AA000000
(一社)次亜塩素酸水溶液普及促進会議
では会員メーカーの製品について厳正な検査を行い、ガイドラインに適合した製品のみ品質認証シールを貼付しています。次亜塩素酸水製品を選択する際にはJFK品質認証シールのあるものからお選びください。

詳しくは 検索 ⇒ 次亜塩素酸水溶液普及促進会議

事務連絡
令和3年10月21日

各都道府県保健所設置市特別区衛生主管(部)局御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法については、「独立行政法人製品評価技術基盤機構」(NITE)において有効性の評価が行われており、当該結果を含め、現在の知見を経済産業省、消費者庁とともにホームページにおいて周知しているところ。近時、次亜塩素酸水を空間噴霧して使用することについて問合せが多く寄せられているところ、今般下記のとおりとりまとめた上、別添のとおりQ&Aとしてお示ししますので、内容について御了知の上、貴管内の関係機関に対して周知くださるようお願いいたします。

厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」の「5.(補論)空間噴霧について」の【参考情報3】において、「消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸い込むことは、推奨できません。」と記載しております。これは、消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質を空間噴霧して使用することは、眼や皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨しない、という趣旨です。個々の製品の使用に当たっては、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用してください。なお、同ホームページの「5.(補論)空間噴霧について」における「消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質」に該当する製品が、健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。

1 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ) 5.(補論)空間噴霧について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

(別添)
【次亜塩素酸水の空間噴霧について】

問 厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」の「5.(補論)空間噴霧について」の【参考情報3】において、「消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸い込むことは、推奨できません。」としているが、これは厚生労働省として、次亜塩素酸水を空間に噴霧する事をいかなる場合でも禁止するという趣旨か。

(答) 世界保健機関(WHO)は、新型コロナウイルスに対する消毒に関する見解の中で、「室内空間で日常的に物品等の表面に対する消毒剤の(空間)噴霧や燻蒸をすることは推奨されない」としており、このような国際的な知見に基づき、健康影響のおそれのある消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質について、人の眼や皮膚に付着したり、吸い込むおそれのある場所での空間噴霧をおすすめしない、という趣旨を示すものです。なお、個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用することを妨げるものではありません。ただし、「消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質」に該当する製品が、健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。

検索⇒(厚労省)⇒(政策)⇒(分野別)⇒(健康・医療)⇒(感染症情報)⇒(新型コロナウイルス感染症について)⇒(自治体・医療機関向け)⇒(事務連絡等) (新型コロナウイルス感染症) 2021年10月21日